

3. 小学校給食費について。

- ① 現状の確認と認識について問う。
※特に公会計導入の目的、公会計導入前後の徴収率の推移について。
- ② 徴収率向上のために、どのような取り組みをしてきたのか。
※ 取り組みは充分であったのかの評価についても問う。
- ③ 徴収率を上げるための、今後の取り組みについて。

【答弁】

①現状の確認と認識について問うにつきましては、公会計導入の目的といたしましては、大きくは次の3点がございます。

一つ目は、市の予算に位置付けることで、予算・決算・監査等、市の会計ルールで管理・運営ができることにより、透明性・公平性が確保されることとございます。

二つめは、学校給食費の決定を市長が行い、納入義務者に納入通知書を送付し、徴収を行うことで、債権者と債務者の関係が明確になり明朗化が確保されます。

三つめは、保護者が既にお持ちの口座から引き落としが可能となり、また、納付書による納入もできることで、従来のように児童に現金を持たせて収めることもなくなり、安全性が確保されることです。

給食費を徴収する側の学校給食課としましては、まずは給食利用者個々に賦課すべき金額の把握を行い、納付書を発行し、徴収に努めているところでございます。

次に、徴収率につきましては、公会計導入前の平成24年度では約99.9%であり、導入直後の平成25年度では約96.6%と下がりましたが、その後徴収率の向上に努め、昨年度は約97.3%となってきております。

徴収率につきましては、私会計の時と比較して、低い値となっており、今後、徴収率向上に向けた取り組みを更にすすめていかなければならないと考えております。

②の徴収率向上のための取り組みといたしましては、債権管理課と相談しながら、未納者に対しては、納付期限の翌月20日頃に督促状の送付を行い、未納の場合は、その後、数か月ごとに、更に催告書を送付するとともに、コールセンターの活用も図りながら、納付を促しているところでございます。納付されない場合は、ご家庭を訪問し、直接面談をして納付を促しております。

それでも納付されない場合には、法的措置も視野に入れ、再調査・催告を行い、納付の意思を確認できない方については、簡易裁判所を通じて支払督促の手続きを執っております。

しかしながら、基本的には自主納付を促すことを第一にして取り組んでいるため、法的措置に移行するには時間がかかっている状況でございます。

滞納発生から催告状を送付するまで、即時性を持って対応できていなかった点につきましては、改善の必要があると考えております。

③の徴収率を上げるための、今後の取り組みといたしましては、未納者に対しては、初期段階での督促・催告書等の文書送付、コールセンターを活用して頻繁に電話催告等を行いながら納付を促していくとともに、債権管理課とも連携を密にししながら、納付の意思を確認できない方については、速やかに法的措置を執っていくようにして、徴収率の向上に努めてまいりたいと考えております。